

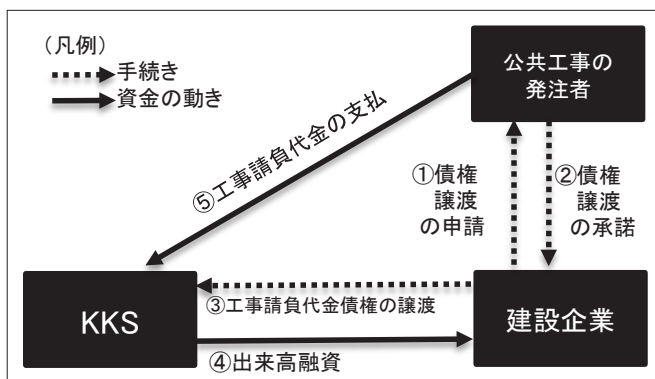
建設経営サービス（東日本保証グループ）～出来高融資、保証ファクタリングを継続～

国土交通省は、地域建設業経営強化融資制度を2026年3月31日まで5年間、また、下請債権保全支援事業を2022年3月31日まで1年間の延長を決定した。これを受け、東日本建設業保証グループ会社の建設経営サービス（以下、KKS）では、これらに対応する「KKS出来高融資」と「KKS保証ファクタリング」の積極的な利用を働きかけている。

地域建設業経営強化融資制度並びに下請債権保全支援事業の仕組みやメリットなどをQ & A方式でまとめた。

地域建設業経営強化融資制度 （KKS出来高融資）

保証人、不動産担保は不要
工事の出来高を担保に資金繰り



Q. 利用できる企業の条件はどのようなものですか？

A. 資本の額または出資の総額が20億円以下、または常時使用する従業員数が1,500人以下の建設企業です。

Q. 制度の対象となる工事の条件はどのようなものですか？

A. ①公共工事などで発注者が制度を採用していること、②工事出来高が2分の1以上であること、③低入札価格調査制度の対象工事でないこと一等となります。

Q. 融資実行までにかかる日数はどのくらいですか？

A. 概ね4週間程度です。ただし保証人の承諾手続きや、発注者への債権譲渡申請手続きに時間を要する場合があります。

Q. 同一工事で複数回の利用はできますか？

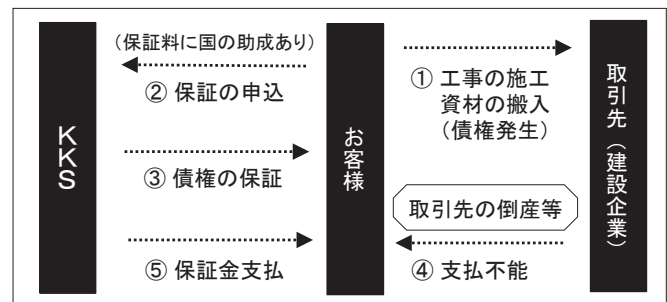
A. 可能です。

Q. 出来高の確認はどのように行いますか？

A. KKSが融資に際して査定を行います。発注者の立ち合いは必要ありません。

下請債権保全支援事業 （KKS保証ファクタリング）

取引先が倒産しても—
債権の支払いを保証



Q. どのような工事が対象となりますか？

A. 公共工事だけでなく民間工事も対象となっているほか、直接請負関係にある企業間の取引に対し保証をかけることができます。

Q. 保証料は一律ですか？

A. 保証料は元請建設企業の信用状況に応じて異なり、助成後の保証料をKKSに支払います。

Q. 利用にあたって条件などはありますか？

A. 利用する企業（債権者）の条件と、保証対象となる債務者（元請建設企業）の一定の条件が定められています。詳細はKKS愛知営業所までお問い合わせください。

制度に関する問い合わせは東日本建設業保証(株)長野支店（Tel026-226-7520）、申し込みに関する問い合わせはKKS愛知営業所（Tel052-962-3525）まで

 東日本建設業保証株式会社
長野支店

〒380-8537
長野市南石堂町1230-6（4F）
TEL 026-226-7520
FAX 0120-027-376
<https://www.ejcs.co.jp/>

 KKS 株式会社 建設経営サービス
愛知営業所

〒461-0008
名古屋市中区武平町5-1（3F）
TEL 052-962-3525
FAX 052-963-0858
<https://www.kks-21.com/>

 NPN 日本電子認証株式会社

〒104-0045
東京都中央区築地5-5-12（3F）
TEL 0120-714-240
FAX 03-5148-5695
<https://www.ninsho.co.jp/>